

令和4年度神奈川県立都市公園物販・軽飲食店出店者募集に係る条件等

1 総合条件

全募集単位に係わる条件となります。

(1) 申請資格

物販・軽飲食店出店者の申請資格は、下記の条件を全て満たす法人又は個人とします。

ア 申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。（以下「更正手続開始の申立て」という。）をした者又は更正手続開始申立てをされた者

ただし、同法第41条第1項の手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(ウ) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てした者又は申立てをなされた者

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされた者とみなす。

(エ) 地方税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）、国税を滞納している者

(オ) 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金及び中小企業においては役員借入金を控除した額とする。）を上回っている者

(カ) 最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の20%を超える額の欠損を生じている者

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

(ク) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者

(ケ) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む者

イ 申請者は、以下の条件を満たしていること。

(ア) 直近の過去3年以上連続して物販・軽飲食店の営業実績があること。店舗責任者となる者及び代表者個人の実績でも構いません。

(イ) 過去5年間（平成28年11月1日から令和3年10月31日まで）において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

(2) 物販・軽飲食店の設置運営形態

ア 出店者は、公益財団法人神奈川県公園協会（以下「公園協会」という。）と契約を締結し、物販・軽飲食店を設置・運営します。

イ 契約期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとしますが、契約期間中に問題が無ければ1年更新します。その後も1年毎の更新とし、契約更新期限は、令和9年3月31日までとします。

ウ 物販・軽飲食店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける軽飲食店その他これらに類するものを除きます。

(3) 経費負担等

出店・営業にあたっての必要経費は、すべて出店者の負担とします。

ア 公園土地建物使用料及び光熱水費

神奈川県に納める公園土地建物使用料及び光熱水費は全て、出店者の負担とし、公園協会が立替え払いして出店者へ公園協会から請求書を発行し、請求します。

イ 保証金

出店者が設置する施設等の撤去・処分費相当額として、50,000円を保証金として公園協会へ預託していただきます。

保証金は、契約締結後から撤去・処分完了まで公園協会が預託を受け、出店者による原状回復が完了した後、未払い等の債務があれば、その弁済に保証金を充当した残額を返還します。なお、保証金には利息を付さないものとします。

ウ 物販・軽飲食店の店舗改装費

原則として、電気、水道、下水道、ガス、電話等の工事を含む店舗改装に係る費用全般は、出店者の負担とします。

出店者の企画提案内容の実施に必要な店舗改装等（備品調達も含む）に係る費用全般は出店者の負担とします。

エ 店舗及びこれに付属する施設の運営費、修繕等にかかる維持管理費

電気、水道、下水道、ガス、電話等の光熱水費を含め店舗及び店舗に付属する施設の運営費、店舗の修繕等にかかる費用は出店者の負担とします。

オ 契約終了時（契約更新しない場合）又は解除時の設置物取壊し等の原状復旧費用

は、出店者の負担とします。

(4) 物販・軽飲食店の営業条件等

ア 出店コンセプト、店舗デザイン、店舗レイアウトについて

- ・各施設の条件等を踏まえ、各施設の特性に応じた提案をしてください。

イ 営業日、営業時間、定休日について

- ・利用者の利便性を考慮し、提案してください。
- ・定休日を設ける場合は、土曜日、日曜日及び祝日（振替休日も含む。）以外の日としてください。年中無休も可
- ・22時から翌6時は、原則として営業禁止とします。
- ・営業日が雨天等の悪天候の場合は、当該店舗の公園の園長の判断により、休業できるものとします。

ウ 営業料について

最低営業料（募集単位ごとに設定、別表参照）を踏まえ、良好な営業料率を提案してください。なお、上記の最低営業料を下回る提案料率は失格となります。

また、契約後、大幅な物価変動等があった場合には、営業料率等の変更協議に応じます。

エ 販売品の構成及び販売価格について

- ・様々な公園利用者と、多様な利用目的を意識したメニュー、販売品目で、かつ利用しやすい価格を設定してください。
- ・地域性等を活かしたメニュー、販売品目があれば提案してください。
- ・飲料の価格は、店舗周辺の自動販売機の価格に比べて、著しく安い設定にしないでください。
- ・メニュー及び販売品目の詳細については、出店者選定後に公園協会と協議してください。なお、花火、成人向け雑誌等については、販売できません。

オ 公園利用者のサービス向上、公園の利用促進につながる提案について

利用者が気軽に店舗で休憩できる工夫、公園のイベントにあわせた企画等、その店舗があることで公園の魅力向上につながる提案をしてください。

カ その他

衛生管理と感染症対策、防犯対策等、様式3に沿って、安全対策等を提案してください。

(5) 営業報告及び会計記録

- ・毎月の営業報告として、翌月5日までにFAXまたは電子メールで売上報告書を提出してください。また、翌月10日までに書面にて売上報告書を提出してください。
- ・公園協会は、決算期毎の財務諸表の提出を求めることができますこととします。その際には、速やかに提出をお願いします。

- ・ 会計記録について、当該店舗営業業務に関するすべての会計帳簿、会計書類その他の証憑（以下、「会計記録」という。）を出店者の経営する他の事業の会計記録と区分して整理し、これを保存して置いてください。場合により公園協会が会計記録の開示を求めることがあります。
- ・ 必要に応じて、公園協会と出店者にて状況報告、情報共有等の話し合いの場を持つものとしします。

（６） 施設設備等について

- ・ 店舗内の空調機等すべての設備の清掃、維持管理、保守メンテナンスについては、出店者が善良な管理者の注意をもって管理してください。
- ・ 県又は公園協会が設置等した施設設備に係る自然的損耗の修繕、天災地変、出店者の責に帰すことのできない事由により生じた破損等は県または公園協会が修繕します。但し、修繕費用が５万円未満（税込み）の修繕は出店者と公園協会が協議のうえ決定することとします。
- ・ 公園内での店舗営業に係わる許可事項の変更をしなければならない場合がありますので、店舗を改装等しようとする場合は、公園協会と事前に協議をおこない了承を得てください。

（７） その他の条件

- ・ 壁面・屋外広告、店舗外観等について、公園が所在する自治体の景観条例や屋外広告物条例等に従ってください。
- ・ 店舗の営業等に必要な各種法令に基づく許認可、届出などは、全て出店者の負担により取得してください。ただし都市公園法に基づく許可申請は、出店者の企画提案をもとに公園協会が行います。
- ・ 出店者に選定され、営業を開始後、企画提案書において提示された主たるメニュー、販売品目の種類・価格を改定しようとする場合は、公園協会と事前協議し、了承を得てください。
- ・ 従業員の接遇教育を実施し、常に良好なサービスの提供に努めてください。
- ・ 廃棄物の処理（保管・搬出・処分等）は、出店者の責任において適正に行ってください。公園により保管場所、搬出方法が限定される場合があります。必要に応じて公園協会と事前協議し、了承を得てください。
- ・ 公園内でのイベント開催時に、イベント主催者等が時間を定めて、店舗周辺を立ち入り禁止する場合や屋台等の飲食物を販売する場合があります。その際の営業補償はありません。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止のため、休業要請をする場合があります。その際の営業補償はありません。
- ・ 災害発生時等により出店者に損害が生じても、公園協会はその損失は補償しません。

- ・電気、水道施設等の公園施設の不具合により出店者に損失が生じても、公園協会はその損失を補償しません。
- ・当該公園にて、年1回以上、停電を伴う電気設備の法定点検等や給水設備の点検等を行います。その際に商品の移動や仮設電源の設置など必要な措置は、出店者の負担となります。公園協会では、上記の点検等に伴う休業等の補償は行いません。
- ・出店者選定後、契約締結までの間において、公園協会が求める条件等を満たせなかった場合は、決定を取り消すことがあります。決定の取り消しにより、出店者に損失が生じても、公園協会は、その損失を補償しません。
- ・物販・軽飲食店専用の駐車場は、ありません。
- ・契約満了又は契約解除時において、公園協会の指定する期日までに設置物等を取り壊し、原状に回復して返還してください。なお、公園協会が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りではありません。
- ・園内の商品資材等の搬入については、公園協会が指定するルートにより搬入し、公園利用者に配慮して行ってください。
- ・食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底してください。
- ・出店者選定後、営業する権利を他人に譲渡又は再委託することはできません。
- ・出店者が直接営業するものとし、事業者がフランチャイズ制をとり、テナントの営業者を募集する方式は認められません。
- ・公園全体の魅力アップに向けて、当該公園の案内対応（施設案内、利用案内）、イベントへの協力等を積極的に行ってください。
- ・当該店舗周辺の落ち葉・ゴミ清掃等、清潔な環境づくりを積極的に行ってください。
- ・発災時においては、公園協会と連携の上、被災者等の受け入れを積極的に実施してください。なお、その際に発生した費用については、公園協会と協議の上、一部費用を負担していただく場合があります。
- ・神奈川県が実施する「キャッシュレス化の推進に向けた取組」への協力をお願いします。

2 保土ヶ谷公園の条件等

(1) 公園の概要等

ア 公園の概要

- ・所在地：横浜市保土ヶ谷区花見台・明神台・仏向町地内
- ・面積：34.0h a
- ・公園種別：運動公園

- ・ 駐車場（有料）：764 台（普通車 735 台、大型車 29 台、身障者用 7 台）

イ 公園の実績

- ・ 年間来園者数：約 791,000 人（平成 29 年度～令和元年度平均）
- ・ 年間駐車場利用台数：約 162,000 台（平成 29 年度～令和元年度平均）

ウ その他

公園の主要施設等、その他概要等については、保土ヶ谷公園ホームページを参照してください。URL：<http://www.kanagawa-park.or.jp/hodogaya/index.html>

(2) 募集単位「保 1」の条件等

ア 場所

- ・ ギャラリーカフェ：公園管理事務所横
- ・ 硬式野球場内売店 2：硬式野球場内 3 塁側内野
- ・ 硬式野球場内売店 4：硬式野球場内 1 塁側外野

イ 店舗規模

- ・ ギャラリーカフェ：厨房 18.63 m²、倉庫 7.70 m²、裏口 4.34 m²、客席 36.62 m²、オープンデッキ 85.21 m²、合計 約 152.5 m²
- ・ 硬式野球場内売店 2：22.45 m²
- ・ 硬式野球場内売店 4：15.99 m²

ウ 公園土地建物使用料

- ・ ギャラリーカフェ：年間 230,664 円（令和 2 年度実績）
- ・ 硬式野球場内売店 2：年間 21,685 円（令和 2 年度実績）
- ・ 硬式野球場内売店 4：年間 15,447 円（令和 2 年度実績）

エ ギャラリーカフェの条件

- ・ ギャラリーカフェは、カフェとギャラリー「Gallery coen」を併設していることを考慮した提案をしてください。
- ・ スポーツ観戦やレクリエーションの際の飲食サービスを充実するとともに、コミュニケーションの場として活用できる提案をしてください。
- ・ 店舗清掃とあわせて「Gallery coen」とトイレの簡易清掃を実施してください。
- ・ 店舗横に公園協会が設置する自動販売機の故障や利用者からの要望等に対する一次的な対応をお願いします。

オ 硬式野球場内売店の条件

- ・ アルコール類の販売は可能ですが、ヨコハマスタジアム等で行われている観客席での売り子による販売方法は禁止しています。
- ・ 店舗内での調理は可能ですが、ガス等炎の出る器具の使用はできませんので、電気調理器具のみの利用となります。また現在単相 200V の店舗への引込はありませんが、出店者の費用負担により引込及びアンペア用量の

増加は可能です。なお、その工事等については、公園協会の指定業者の実施に限ります。

- ・商品の販売価格について、ビン缶ペットボトルの清涼飲料及び同一の飲食物等について、場合により他店舗との価格調整及び統一を図らせていただくことがあります。
- ・硬式野球場は、春・夏・秋の高校野球大会をはじめ、小学生から社会人野球、軟式から硬式野球やソフトボール等の各種大会を開催しています。

(令和3年度硬式野球場売店の営業実績)

神奈川県高等学校野球春季県大会 4月開催 4日

神奈川県高等学校野球夏季県大会 7月開催 13日

神奈川県高等学校野球秋季県大会 9月開催 0日(コロナの影響で休止)

日本女子ソフトボール大会 10月開催 2日

(3) 募集単位「保2」の条件等

ア 場所

- ・プール売店：プール管理棟内(救護室横)
- ・硬式野球場内売店1：硬式野球場3塁側外野
- ・硬式野球場内売店3：硬式野球場1塁側内野

イ 店舗規模

- ・プール売店：9.35 m²
- ・硬式野球場内売店1：21.61 m²
- ・硬式野球場内売店3：22.45 m²

ウ 公園土地建物使用料

- ・プール売店：年間16,371円(令和2年度実績)
- ・硬式野球場前売店1：年間20,874円(令和2年度実績)
- ・硬式野球場内売店3：年間21,685円(令和2年度実績)

エ プール売店の概要

- ・子供からお年寄りまで幅広い利用者がいますので、それぞれのニーズにあったメニューとしてください。
- ・プール内に公園協会が設置する自動販売機の故障や利用者からの要望等に対する一次的な対応をお願いします。
- ・プール施設内は、アルコール類の販売は禁止です。
- ・清涼飲料等について、ビン及び缶の販売は禁止です。
- ・飲食物販売の他、プール場内で必要となる物品の販売を行うこととします。
(水着及びタオル、玩具等、公園協会との協議し決定します。)
- ・店舗前に売店利用者以外でも利用できるテーブルと椅子を設置してください。

- オ 硬式野球場内売店 1, 3 の条件
2 (2) オと同じです。

3 辻堂海浜公園の条件等

(1) 公園の概要等

ア 公園の概要

- ・ 所在地：藤沢市辻堂西海岸 3-2
- ・ 面積：19.9ha
- ・ 公園種別：総合公園
- ・ 駐車場（有料）：東駐車場普通車 499 台（内身障者用 9 台）、西駐車場普通車 301 台（内身障者用 5 台）、合計 800 台

イ 公園の実績

- ・ 年間来園者数：約 1,672,000 人（平成 29 年度～令和元年度平均）
- ・ 年間駐車場利用台数：約 247,000 台（平成 29 年度～令和元年度平均）

ウ その他

公園の主要施設等、その他概要等については、辻堂海浜公園ホームページを参照してください。 URL：<http://www.kanagawa-park.or.jp/tujidou/>

(2) 募集単位「辻 1」の条件等

ア 場所

- ・ プール管理棟内「波波波」：プール管理棟内（公園管理事務所横）
- ・ プール内仮設売店 1：ジャンボプール内（場所は出店者決定後に調整）

イ 店舗規模

- ・ プール管理棟内「波波波」：厨房 22.60 m²、客席 61.40 m²、オープンデッキ 28.00 m²
- ・ プール内仮設売店 1：移動販売車やテントの大きさ等、協議により決定します。

ウ 公園土地建物使用料

- ・ プール管理棟内「波波波」：年間 309,448 円（令和元年度実績）
- ・ プール内仮設売店 1：673 円/8.88 m²（令和元年度実績）

エ プール管理棟内「波波波」の条件

- ・ プール管理棟「波波波」は、園内でのレクリエーションやプール遊泳の際での飲食サービスを屋内外で楽しめる環境を提供することを目的としています。
- ・ 県立都市公園のなかでも特に利用者数の多い公園であり、誰もが快適に利用できる売店となるような提案をしてください。また、店舗内外装等にも工夫をこらした提案としてください。
- ・ 店舗前に公園協会が設置する自動販売機の故障や利用者からの要望等に対する一次的な対応をお願いします。

オ プール内仮設売店1の条件

- ・ こだわりのある独自性のメニューの提供を主とした店舗運営を目的とします。
- ・ 店舗外装等にも工夫をこらした提案としてください。しかしながら、一部店舗景観の統一性を図るため、公園の要望どおりにしていただく場合があります。
- ・ プール施設内は、アルコール類の販売は禁止です。
- ・ 清涼飲料等について、ビン及び缶の販売は禁止です。

(3) 募集単位「辻2」の条件等

ア 場所

- ・ 交通公園サイクルセンター内売店：交通公園中心部の一室
- ・ 西駐車場横売店：交通展示館及び西駐車場の間の園路沿い
- ・ プール内常設売店：ジャンボプール内北側中央
- ・ プール内仮設売店2：ジャンボプール内（場所は出展者決定後に調整）

イ 店舗規模

- ・ 交通公園サイクルセンター内売店：調理室約 21.46 m²
- ・ 西駐車場横売店：9.60 m²
- ・ プール内常設売店：調理 56.70 m²、店舗軒下販売スペース 54.94 m²
- ・ プール内仮設売店2：移動販売車やテントの大きさにより決定します。

ウ 公園土地建物使用料

- ・ 交通公園サイクルセンター内売店：年間約 59,157 円（令和元年度実績）
- ・ 西駐車場横売店：年間 25,891 円（令和元年度実績）
- ・ プール内常設売店：15,001 円（令和元年度実績）
- ・ プール内仮設売店2：673 円/8.88 m²（令和元年度実績）

エ 西駐車場横売店の条件

- ・ テイクアウトでの飲食提供に加え、菓子類及び玩具類を販売することとします。

オ 交通公園サイクルセンター内売店の条件

- ・ 交通公園は主な利用者が幼児から小学生程度となるため、利用者にあわせたメニューとしてください。
- ・ 周辺に西駐車場横売店が設置されているため、店舗の差別化が図れるメニューを入れてください。
- ・ 交通公園内の利用状況は季節等に変動があるため、営業日については、「1 総合条件（4）物販・軽飲食店の営業条件等 営業日及び営業時間」の適応外とします。

カ プール内常設売店の条件

- ・ プール内常設売店は、辻堂海浜公園ジャンボプールのメイン売店であり、多種多様なメニューを揃えプール利用者ニーズに柔軟に対応できるテイクアウト型

の店舗運営を目的とします。

- ・ プール施設内は、アルコール類の販売は禁止です。
- ・ 清涼飲料等について、ビン及び缶の販売は禁止です。
- ・ 飲食物販売の他、プール場内で必要となる物品の販売を併用して行うこととします。(水着及びタオル、玩具等、公園協会との協議し決定します。)
- ・ プール期間中、プール内に公園協会が設置する自動販売機の故障や利用者からの要望等に対する一次的な対応をお願いします。

キ プール内仮設売店2の条件

- ・ プール内仮設売店1と同じです。

4 相模原公園の条件等

(1) 公園の概要等

ア 公園の概要

- ・ 所在地：相模原市南区下溝 3277 及び麻溝台 1889
- ・ 面積：23.8ha
- ・ 公園種別：総合公園
- ・ 駐車場(有料)：普通車 282 台(内身障者用 8 台)、大型車 5 台

イ 公園の実績

- ・ 年間来園者数：約 720,000 人(平成 29 年度～令和元年度平均)
- ・ 年間駐車場利用台数：約 80,000 台(平成 29 年度～令和元年度平均)

ウ その他

公園の主要施設等、その他概要等については、相模原公園ホームページを参照してください。URL：<http://www.sagamihara.kanagawa-park.or.jp/>

(2) 募集単位「相1」の条件等

ア 場所

公園管理事務所前軽飲食店及び売店：園内南側、駐車場園内出入口そば

イ 店舗規模

公園管理事務所前軽飲食店：調理室 13.22 m²、倉庫室 11.25 m²、客席約 29.90

公園管理事務所前売店：売店約 30.55 m²

ウ 公園土地建物使用料

公園管理事務所前軽飲食店及び売店：年間 102,355 円(令和元年度実績)

エ 公園管理事務所前軽飲食店及び売店の条件

- ・ 花や緑の情報発信拠点として、フランス風庭園、菖蒲園「水無月園」、熱帯植物園がある公園のコンセプトを意識した提案をしてください。また、店舗内外装等にも工夫をこらした提案としてください。
- ・ 店舗前に公園協会が設置する自動販売機の故障や利用者からの要望等に対する

一次的な対応をお願いします。

別表

○募集単位ごとの最低営業料率一覧表

公園名	募集単位	施設名	最低営業料率
保土ヶ谷公園	保 1	・ギャラリーカフェ	5%
		・硬式野球場内売店 2、4	10%
	保 2	・プール売店	12%
		・硬式野球場内売店 1、3	10%
辻堂海浜公園	辻 1	・プール管理棟内「波波波」	12%
		・プール内仮設売店 1	12%
	辻 2	・交通公園サイクルセンター内売店	8%
		・西駐車場横売店	8%
		・プール内常設売店	12%
相模原公園	相 1	・管理事務所前軽飲食店	3%